

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 成績評価

#### (1) 成績評価の基準

成績評価の全体的な基準については、下記のとおり明確な設定がされており、学生に対しても配付文書等を通じてその周知が徹底されている。また、科目ごとについての成績評価基準についてはシラバスを通じて、事前に評価項目・割合が明示されている。期末試験（期末レポート）の具体的な採点基準について、全科目を対象として「採点基準」が学生に公表されており、採点者による採点の感想である「採点講評」も同様に公表されている。

各科目の採点に関する具体的な内容（配点割合）については、各担当教員の裁量に委ねられているが、概ね、平常点と学期末試験により総合的に評価することとされている。また、平常点は単なる出席点ではなく、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等を勘案して評価することになっている。

具体的な成績評価の全体的な基準は、次の通りである。

評語	対象者	素点	Grade Point
A+	特に優秀と認められる者	90 点以上 (成績素点 90 点以上の者が 10%を超える場合には 10%を目処とする)	4
A	優秀と認められる者	80 点以上 (成績素点 80 点以上の者が 30%を超える場合には A+対象者含め 30%を目処とする)	3
B	良好な水準に達していると認められる者	70 点以上 80 点未満	2
C	一応の水準に達していると認められる者	60 点以上 70 点未満	1
D	不合格	60 点未満	0

ただし、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には教務委員会及び専攻会議の承認を得て「A+」及び「A」の割合を変更できるが、できる限り上記の趣旨を尊重するものとされ、大きな逸脱を認めないこととしている。このように厳格な成績評価に努めている。

なお、以上の成績評価の基準に関する学生への周知については、履修ガイド等を通じて事前に行っている。

## (2) 厳格な成績評価基準のための担保措置

当専攻では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われていることを確保するために、以下のような措置を講じている。

### ① 学生による成績評価根拠の照会制度

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、成績評価根拠の照会制度による対応を行っている。成績評価根拠の照会を希望する学生は、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページからダウンロードができる「成績評価根拠に関する照会申請書」を成績公表の日の翌日から 1 週間以内に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の根拠について説明を求めることができる。さらに、この照会に基づく授業担当教員の回答後も、なお成績評価に対して不服があるときは、当該回答受領日の翌日から 1 週間以内に所定の書面をもって不服の申し出をすることができる。当該不服の申し出に対しては、授業担当教員及び申出人からのヒアリングの上、教員会議で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととなっている。なお、成績評価根拠の照会制度については、履修ガイドを通じて、学生への周知に努めている。

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、前述のように、「採点基準」および「採点講評」も学生に対して公表している。

### ② 成績データの共有

上記成績分布表は、各教員も自由に閲覧可能であり、担当者間はもとより、関係科目間においても、FD委員会の場を通じて閲覧を行うなど、採点分布に関するデータが担当教員間で共有されている。

## (3) 成績評価及び関連情報に関する開示

先述のように、成績評価の結果については、当該成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また時間の余裕のない社会人学生に対して「採点基準」「採点講評」を公表することによって、自己採点と復習ができるよう工夫を行っている。

## (4) 期末試験の実施方法に対する配慮

期末試験の受験資格（又は期末レポートの提出資格）として、当該科目の授業回数のうち、3分の2以上の出席が必要である。なお、授業を「(1)傷病または出産のため欠席した場合」、「(2)3親等以内の親族および配偶者の死亡の翌日から起算して7日以内に欠席した場合」又は「(3)やむを得ない事由により欠席した場合（授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で相当と認めた場合に限る。但し職務上理由は含まれない）」については、授業に代替する相当な措置（当該欠席授業時間の履修に相当する内容のレポート提出を原則とする。）により、出席とみなす措置を講じている。ただし、この場合であ

っても、授業回数の6割以上の現実の出席（インターネットによる受講を含む）を必要としている。

#### (5) 再試験・追試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、期末試験を「(1)傷病または出産のため欠席した場合」、「(2)2親等以内の親族および配偶者の死亡の翌日から起算して7日以内に欠席した場合」又は「(3)平素の履修態度がきわめて良好であることにつき授業担当教員から報告があり、教員会議で追試験を認めるのが相当と判断した場合（職務上理由および3親等の親族の死亡の翌日から起算して7日以内に欠席した場合を含む）」である（ただし、(3)は例外的に認める場合であり、特段の事情のない限り出席状況等の平素の履修態度がきわめて良好であること（授業回数の8割以上の出席を要する）が条件である。）。これらの要件の充足を厳格に確認するために、追試験願の提出にあたっては、医師による診断書等の添付書類の提出を求めている。

再試験の受験資格は、所定の必修科目（再試験実施科目）において、成績評価が「D」又は「F」となった者である。ただしシラバス所定の総合点が40点以上の場合に限っている。追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の期末試験に準ずることを原則とする。また、通常の期末試験受験者との間に不公平を生じさせないために、期末試験と同一または類似の問題の出題はしないこととしている。

追試験の成績評価は通常の期末試験と同様の基準で行っている。再試験の成績評価は合格（「C」又は「P」）又は不合格（「D」又は「F」）のいずれかのみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、学修成果が所定の水準に達しているか厳正に判断している。

なお、再試験の再試験、追試験の再試験、追試の追試、及び、再試験の追試験は実施していない。また、令和4年度以降は、再試験は実施しないこととなった。

## 2 進級制

当専攻は進級制を採用し、以下の進級要件及び共通到達度確認試験の合格基準を共に満たさなければ進級できないこととしている。また、こうした進級制の内容については、履修ガイド等を通じて、学生に十分に周知されている。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、各学年における達成度を確保するために、前年度に成績評価が「D」又は「F」であった科目を再履修すること、及び「C」であった科目を再履修することに制限している。

### ① 進級要件

(1) 所要単位数 (平成 26 年度以降入学者。なお《 》内は長期履修学生の場合。)	①法学未修者	1 年次	履修年次を 1 年次とする必修科目 31 単位中 20 《17》 単位以上修得
		2 年次	履修年次を 2 年次とする必修科目 27 単位中 17 《11》 単位以上修得
	②法学既修者	履修年次を法学既修者 1 年次とする必修科目 28 単位中 17 《11》 単位以上修得	
(2) GPA	各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき 4 点、A 評価につき 3 点、B 評価につき 2 点、C 評価につき 1 点、D 評価につき 0 点とし、進級には 1 単位当たりの平均成績値 (GPA) が 1.50 以上であることを要する。		
(3) 共通到達度確認試験	2019 年度以降入学法学未修者 1 年次生 (入学時から長期履修学生であった者を除く。) は、1 年次の年度末に必ず共通到達度確認試験を受験し、60% 以上の正答率を得ること、60%以上の正答率を得られなかった科目がある場合または本試験の全部または一部科目を欠席した場合は、追試験又は再試験を受験し 80% 以上の正答率を得ることを要する。		

履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべて GPA の計算に入れることとしている。なお、科目の性質上、「基礎ゼミ I・II」、「法曹実務基礎」、「法学基礎ゼミ」については、合格 (P 評価)・不合格 (F 評価) の評価基準を用いているため、GPA の計算には含めていない。また、単位互換を行っている甲南大学・金沢大学の各法科大学院の所定科目、並びに法学学位プログラム (企業法学専攻) の所定科目についても、GPA の計算には含まれない。

### 3 修得したものとみなすことができる単位数

#### ① 入学後に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 38 条の規定に基づき教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目 (展開先端科目群の選択必修科目) の履修により修得したものとみなすことができる。甲南大学・金沢大学の各法科大学院の所定科目がこれに該当する。これとは別に、法学学位プログラム (企業法学専攻) の所定科目についても、10 単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目 (展開先端科目群の選択必修科目) の履修により修得したものとみなすことができる。

## ② 入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 39 条の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、対応科目が当専攻の授業内容と実質的に重複する場合、専攻会議及び人文社会ビジネス科学学術院運営委員会（組織変更前はビジネス科学研究科運営委員会）の議を経て、10 単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

また、当専攻において 1 年次実定法基礎科目の科目等履修生として履修した場合、30 単位を上限として、当専攻の対応科目の単位を修得したものとみなす。この成績評価は 1 年次の GPA に算入される。

なお、未修者は①と②において合計 30 単位を上限として単位の認定を受けることができる。

## ③ 法学既修者の取扱い

法学既修者については、1 年次配当の実定法基礎科目 30 単位分を一括して単位認定を行っているため、既修者には上記①②の認定を行っていない（令和 4 年度から改正）。

## 4 修了要件

平成 26 年度以降入学生の場合、修了所要総単位は 93 単位であり、その内訳は以下のとおりである。さらに修了要件として、3 年次履修科目の GPA が 1.5 以上であることを要求している。

当専攻は、在学期間の上限は 5 年（既修者 4 年）、休学期間の上限は 3 年である。したがって在籍期間は最長 8 年間（既修者 7 年間）である（これは長期履修者も同様である）。当専攻を修了するには、3 年間（既修者 2 年間）以上在学し、在学年限以内に上記の修了要件を満たさなければならない。

表1 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

		開設授業科目								修了 所要 単位数
		必修科目		選択必修科目		選択科目		合計		
		科目 数	単位 数	科目 数	単位 数	科目 数	単位 数	科目 数	単位 数	
法律 基本 科目	公法系科目	10	16					10	16	16
	民事系科目	17	33					17	33	33
	刑事系科目	8	13					8	13	13
	その他					2	2	2	2	0
法律実務基礎科目		7	9	7	7			14	16	14
基礎法学・隣接科目				7	7			7	7	4
展開・先端科目				27	40			27	40	13
合計		42	71	41	54	2	2	85	127	93

#### 5 コロナ禍における期末試験

従前から期末試験を基本としており、授業特性から妥当な場合にのみ期末レポート等によることを認めている。

しかしコロナ禍においてオンサイトの期末の筆記試験の全面実施は困難となった。令和2年度は、法律基本科目群についてのみ、3密を避ける方策を採りつつ、筆記試験を実施し、それ以外の科目についてはレポート試験とした。令和3年度は、法律基本科目群に加え司法試験選択科目に対象を広げ、筆記試験とすることとした。

#### [特長]

- ・不服の申し出手段までを具備した、詳細な成績評価根拠の照会制度を設けることによって、成績評価について説明を希望する学生に対して、万全な配慮を行っている。
- ・社会人学生の特色を考慮しつつ、進級要件として、適切な形で共通到達度確認試験の合格を要件としている。
- ・GPAを進級要件だけでなく、修了要件にも適用することによって、厳正な修了認定を担保している

#### [課題]

- ・該当なし。